

第65期 定時株主総会

招集ご通知

| 開催日時 |

2024年6月27日（木曜日）午前10時

受付開始 午前9時

| 開催場所 |

東京都千代田区隼町1番1号

ホテル グランドアーク半蔵門 4階 富士（東）

| 議 案 |

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

第2号議案 剰余金処分の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

株式会社昭文社ホールディングス

証券コード：9475

(証券コード9475)
2024年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目1番地
株式会社昭文社ホールディングス
代表取締役社長 黒田茂夫

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mapple.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家のみなさまへ」「IRニュース」を順に選択してご確認くださいませ。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9475/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「昭文社ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「9475」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面(郵送)等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、**2024年6月26日(水曜日)午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号
ホテル グランドアーク半蔵門 4階 富士(東)
※本株主総会の運営に変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mapple.co.jp/>)にてご案内をいたしますので、ご出席予定の株主様は、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金処分の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (2)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以上




- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布及びドリンクの提供はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席を予定されている株主様におかれましては、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等にはご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」を除いております。したがって、当該書面は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部、ならびに会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



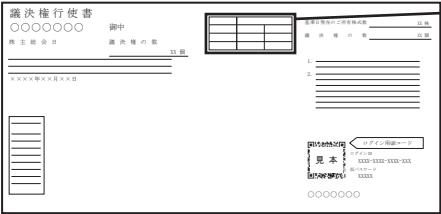
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2024年6月26日（水曜日） 午後5時入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2024年6月26日（水曜日） 午後5時到着分まで</p>	 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2024年6月27日（木曜日） 午前10時</p>
--	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会名 議決権の期 日
XXXXXXXXXXXX

議決権行使書用紙

見本

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

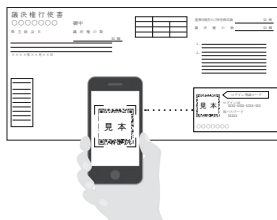
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

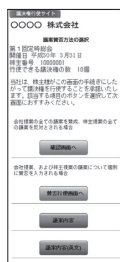
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

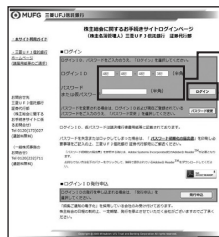


インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

第65期 事業報告

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

業績全般の動向

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国経済は、海外経済の回復ペースの鈍化の影響を受けつつも、高水準の企業収益に支えられて設備投資は緩やかな増加傾向をたどっており、雇用・所得環境は改善傾向にあります。長期にわたり世界経済に大きな影を落とした新型コロナウイルス感染症は、2023年5月より感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類に移行され、人々の経済活動における不安がほぼ解消されました。当社グループが主に関わる旅行・観光市場や宿泊・飲食サービス関連市場においては、全国旅行支援制度が延長されたことも追い風となり順調に回復しております。また、経済の正常化や地政学リスクの長期化にともない世界的なインフレが進行する中、わが国でも数十年ぶりといわれる水準の物価上昇が続いておりますが、一方で、昨年に続き2024年も大企業を中心に高水準の賃上げが実施され、物価と賃金の好循環が始まることで、長らくデフレに苦しんでいた日本経済がようやく健全な成長軌道へと転換する期待が高まっています。こうした状況下において、内外の金融政策の違いに加え中東での新たな地政学リスクの発生もあって、現在、歴史的な水準の円安が進行しており、これにより国境をまたぐ渡航では、インバウンド市場が急拡大し2024年3月には訪日外国人旅客数が300万人を突破し過去最高を記録しましたが、それに対しアウトバウンド市場の回復は依然として低調なものとなっております。

当連結会計年度の売上高は、上記の通り旅行やお出かけの需要拡大期に合わせて新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に移行し、また全国旅行支援制度の延長もあって旅行需要が昨年以上に高まったことで、旅行関連の市販出版物、同サブスクリプションサービス及び電子書籍、

さらに市況の回復により広告、特別注文品の売上が順調に伸び、売上高は64億10百万円となり前連結会計年度に比べ8億57百万円（15.4%）増加いたしました（前連結会計年度は55億53百万円）。損益面におきましては、売上の堅調な増加に比べて売上原価、販売費及び一般管理費の増加が抑制されていることから、営業利益は4億37百万円となり、前連結会計年度に比べ3億5百万円増加いたしました（前連結会計年度は1億32百万円）。これに伴い、経常利益は前連結会計年度に比べ2億85百万円増加し、5億19百万円となりました（前連結会計年度は2億34百万円）。また、2023年10月20日付の「固定資産の譲渡、特別利益の計上及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表した固定資産売却益を特別利益として計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益は17億41百万円増加し、17億71百万円となりました（前連結会計年度は30百万円）。

当連結会計年度の分類別売上高の概況は次のとおりであります。

区 分	売上高（千円）	構成比（％）	前期比（％）
メディア事業	4,597,284	71.7	+17.5
ソリューション事業	1,589,626	24.8	+1.1
販売代理事業	145,214	2.3	+1626.9
その他事業	78,179	1.2	+29.6
合 計	6,410,305	100.0	+15.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、1億41百万円であります。主な内容は、各種サービスに活用するソフトウェア等1億9百万円及び製本センターのLED照明入替・車両運搬具・OA機器などの有形固定資産31百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第62期 2021年3月期	第63期 2022年3月期	第64期 2023年3月期	第65期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売上高(千円)	6,313,747	4,619,475	5,553,172	6,410,305
経常損益(千円)	△1,415,294	△1,288,146	234,459	519,636
親会社株主に帰属する当期純損益(千円)	△2,374,272	△1,578,140	30,139	1,771,272
1株当たり当期純損益(円)	△130.62	△86.82	1.66	97.44
総資産(千円)	16,872,511	15,250,640	15,579,627	18,879,036
純資産(千円)	13,286,996	10,461,793	10,513,755	12,690,058

- (注) 1. 第62期において売上高が減少した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市販出版物の売上減少や海外にあるアクティビティ施設の営業休止などによるものです。経常損失を計上した要因は、主に前述の売上高の減少によるものです。親会社株主に帰属する当期純損失が経常損失を大幅に上回った要因は、連結子会社が保有する固定資産について減損損失を計上したことによるものです。
2. 第63期において売上高が減少した要因は、前連結会計年度に不動産事業として売上収益に計上した固定資産の譲渡に相当する規模の売上がなかったことなどによるものです。経常損失が改善した要因は、コストコントロールを徹底したことで売上原価、販売費及び一般管理費が減少したことなどによるものです。親会社株主に帰属する当期純損失が大幅に改善した要因は、減損損失の計上額が大幅に減少したことによるものです。
3. 第64期において売上高が増加した要因は、市販出版物の売上増加などによるものです。経常損益が経常利益に転じた要因は、売上が大幅に増加したことに加えて売上原価、販売費および一般管理費が減少したことによるものです。親会社株主に帰属する当期純利益が経常利益を大幅に下回った要因は、投資有価証券評価損などを計上したことによるものです。
4. 第65期において売上高が増加した要因は、市販出版物の売上増加などによるものです。経常利益が増加した要因は、売上が増加したことに加えて売上原価、販売費および一般管理費が売上の増加と比べて抑制されたことによるものです。親会社株主に帰属する当期純利益が経常利益を大幅に上回った要因は、固定資産売却益を計上したことによるものです。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第63期より適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 昭 文 社	100百万円	100.0%	地図・旅行情報等の出版
株 式 会 社 マ ッ プ ル	100百万円	100.0%	デジタルデータベースを活用したサービスの提供
株式会社マップル・オン	80百万円	100.0%	モバイル（スマートフォン）向けアプリケーションソフトの企画開発・販売及びWeb広告事業
株式会社昭文社クリエイティブ	100百万円	100.0%	当社電子事業であるデータベースの企画・制作

(4) 対処すべき課題

近年、情報提供方法のメインストリームは紙媒体から電子媒体へと移行し、多種多様な情報を多くの利用者に大量かつリアルタイムで提供することが可能となってきたために、これまでの事業形態をそのまま維持継続するのはますます困難な事業環境となっております。そこで旧来の体制における課題を打開すべく、事業ごとの最新状況の透明化と意思決定のさらなる迅速化を図りつつ、グループ全体の戦略マネジメント機能を事業経営から分離することを主眼として、当社グループは2020年4月1日より、持株会社が事業会社を子会社とするいわゆるホールディングス体制に移行いたしております。また、これに合わせて当社グループの経営の中核となる経営理念を『安心な暮らしと楽しい旅をサポートする企業』に刷新し、この新たな経営理念に基づき、下記を経営方針として取り決めております。

『当社グループは、地図や実用情報・サービスの提供により、人々の安心な暮らしを支える環境づくりに貢献するとともに、旅やお出かけの特選情報・サービスの提供により、人々の幸せの記憶づくりのお手伝いを行ってまいります。これを実現すべく、協力会社・提携企業との共生を図りながら、情報収集・提供のノウハウ・技術を獲得、蓄積してまいります』

当社グループを取り巻く経営環境及び対処すべき課題等については、以下の通りに認識しております。

まずWEBやスマホアプリの普及により、絶えず情報無料化の波にさらされるようになったことがあげられます。無料情報を通じて大量のユーザーを囲い込み、広告やクーポン配布を通じて物品・サービスの購入に導くタイプのWEBやアプリ媒体が普及したことに加えて、ブログ・SNS・動画配信アプリといったユーザー発信・共有型メディアが一般化し、ユーザー相互間の情報交流が活発になるとともにリポスト等のソーシャル機能を通じて瞬く間に情報が拡散し、ユーザーの消費行動に影響を与えるなど既存媒体のメディアパワーを超え得るレベルまでその存在感を高めております。こうした時代において単なる情報はすでに価値が乏しく、情報に合わせてどのような付加価値を提供していくかが重要な課題であると認識し対応してまいりました。例えば、独自の情報源や取捨選択ノウハウにより収集した特選情報を斬新な切り口で提供すること、ユーザー個々の価値観や趣味嗜好に寄り添うブランドを育成し公式SNSの運営等を通じて親しみを感じ信頼していただける情報として提供すること、情報のみならず独自のサービスやソリューション等の付加価値を添えて提供すること、等々であります。また同時に、電子媒体の普及はこれまでの版元、取次、書店といった出版物の流通のあり方にも変革をもたらし、出版物の流通の一部をネット書店が担うようになり、また、紙媒体が不要な電子書籍市場も着実に拡大してまいりました。このため従来へのやり方を見直し、出版物の流通在庫を最適化する一方、営業や間接業務における合理化・省力化に積極的に取り組むことでコスト構造改革を進め、併せて事業拠点の

統廃合・再配置等も実施してまいりました。

さらに、最新のAI応用技術においては、従来とは桁違いのビッグデータを用いてユーザー個々のよりきめ細かなニーズに対応した情報やサービスの提供が可能になるばかりでなく、企業の生産・営業活動の様々な領域において現在ひとが従事している多くの業務を置き換えていくことさえ期待されております。こうした環境変化に対し、当社グループとしても、従来の市販出版物事業やソリューション事業と並行して、これまで以上にWEBやスマホアプリ、電子書籍等、電子媒体による情報提供に注力し、最新の技術やノウハウを蓄積することで、より使いやすく利便性の高い情報提供やソリューションのあり方に取り組んでいくことが重要な課題であると認識しております。加えて、グループ各社の事業を支える業務全般についてDX（デジタルトランスフォーメーション）を採り入れることでさらなる合理化・効率化への変革を進めております。

こうした課題認識の中、2020年初頭から新型コロナウイルス感染症が世界中で流行しパンデミックとなりました。政府や自治体による緊急事態宣言やそれに準じる措置が繰り返され発出されたことで、飲食・宿泊サービス業、旅客輸送業、旅行関連業界が長期にわたる停滞を余儀なくされたため、当社グループでは市販出版物事業においてさらなる営業及び物流拠点の統廃合、戦略に見合った人員体制の見直しなどの大胆な事業構造改革や、観光事業及びそのバックヤード業務が主体のコールセンター事業において第三者割当増資や持ち株譲渡等の施策を通じて当社グループの事業から除外するなどのグループ事業の再編を、矢継ぎ早に実施することになりました。

世界中がコロナ禍に見舞われて以来四年余りが経過、この間、ワクチン接種や治療薬の普及浸透により同感染症の脅威は次第に収まり、2023年春に感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類に移行されたことが契機となり、人々の経済活動における不安がほぼ解消され、長期にわたり停滞した旅行・観光市場や宿泊・飲食サービス関連市場は、現在順調な回復軌道をたどっております。当社グループの業績も着実に改善し、前連結会計年度にコロナ禍を経て3年ぶりとなる連結業績の黒字化に漕ぎつけ、当年度においては対前年で増収増益を実現することができました。

ただその一方で、経済の正常化や2022年のロシアによるウクライナ侵攻で始まった地政学リスクの長期化にともなって世界的なインフレが進行中であり、インフレに立ち向かう海外と、数十年ぶりによくデフレの出口を迎えつつあるわが国との金融政策の違いより、歴史的な水準の円安状態が同時に進行しております。円安が継続することは当社グループの主たる顧客である日本人旅行客の旅行先や旅行期間等のニーズ及び現地での消費行動に大きな変化を及ぼす可能性があり、こうした状況が当社グループの事業環境へどのような影響をもたらすかについて慎重に見極め、適切に対応していくことが新たな課題になっているものと認識しております。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、独自開発による地図データ・ガイドデータを中核とし、それを活用した地図・雑誌・ガイドブックの企画・制作及び出版販売や、デジタルデータベースの企画・制作・販売およびそれらを活用したサービスの提供等「地図・旅行情報提供事業」を展開しております。

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

[メディア事業]

市販出版物及び電子書籍・アプリの販売、雑誌広告・WEB広告の販売、出版物に由来するブランドや商標権の権利許諾等

[ソリューション事業]

当社グループのコアコンピタンスである地図・ガイドデータベースの販売、同データベースを活用したシステム製品やソリューションの販売等

[販売代理事業]

顧客となる官公庁等がデータ制作等の業務委託を行う際に、当社が当該業務委託の契約窓口となり、当該取引の手数料収入を得る事業を行っております。

[その他事業]

当社グループが保有する土地・建物等の有形固定資産の譲渡、賃貸

(6) 主要な営業所（2024年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

株式会社昭文社 ホールディングス	本社	東京都千代田区麹町三丁目1番地
	商品センター	大阪府摂津市
	製本センター	埼玉県加須市

② 子会社

株式会社昭文社	本社	東京都千代田区麹町三丁目1番地
	制作本部	東京都江東区
	支社	大阪府吹田市
株式会社マッブル	本社	東京都千代田区麹町三丁目1番地
株式会社マッブル・オン	本社	東京都千代田区二番町1-2-731
株式会社昭文社クリエイティブ	本社	千葉県市原市五井中央西2-8-33-402

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
メディア事業	99 [7]	+2
ソリューション事業	102 [28]	-4
販売代理事業	1 [-]	-
その他事業	- [-]	-
全社（共通）	26 [37]	-2
合計	228 [72]	-4

(注) 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、嘱託社員・契約社員及び臨時従業員（1人1日7時間換算、年間平均人員）については〔 〕内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
27 [37]	-2	47.6歳	19.1年

(注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、嘱託社員・契約社員及び臨時従業員（1人1日7時間換算、年間平均人員）については〔 〕内に外数で記載しております。

2. 平均年齢・平均勤続年数は当社から社外への出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	470,000
株式会社三菱UFJ銀行	170,000
株式会社りそな銀行	130,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 57,000,000株
- ② 発行済株式の総数 18,178,173株
- ③ 株主数 26,296名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 M S E	2,698	14.84
黒 田 茂 夫	2,599	14.29
株 式 会 社 エ ム テ ィ ー ア イ	1,688	9.29
株 式 会 社 M G S H D	1,674	9.21
S P S H D 株 式 会 社	1,673	9.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	377	2.07
株 式 会 社 M T - A p p	352	1.93
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	265	1.46
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	250	1.37
昭 文 社 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 社 員 持 株 会	203	1.12

(注) 持株比率は自己株式（1,002株）を控除して計算しております。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役 の 状 況 (2024年 3月31日 現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	黒 田 茂 夫	株式会社昭文社取締役 株式会社マップル・スプリング代表取締役社長
取 締 役	加 藤 弘 之	管理本部長 株式会社昭文社取締役 株式会社マップル監査役 株式会社昭文社クリエイティブ監査役 株式会社マップル・オン監査役
取 締 役	上 原 嗣 則	株式会社MEGURU代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	飯 塚 新 真	株式会社昭文社監査役
取 締 役 (監査等委員)	関 聡 介	弁護士 エレマテック株式会社社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	桑 野 雄 一 郎	弁護士 豊田通商株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 関聡介氏及び桑野雄一郎氏は社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、飯塚新真氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 (監査等委員) 関聡介氏及び桑野雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役全員と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員（但し、会計監査人は含まない）であり、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月23日開催の取締役会において、2022年3月期からの取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

<役員報酬の決定に関する方針>

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬（月額報酬）及び業績連動報酬（役員賞与）で構成されており、中長期的な企業価値向上を踏まえた制度設計としております。

2. 基本報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間水準および経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮し、また、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬諮問委員会の意見も踏まえたうえ、

(1) 監査等委員以外の各取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定するものとします。

(2) 監査等委員である各取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査等委員の協議で決定するものとします。

3. 業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の業績連動報酬は、取締役（監査等委員以外）を対象とした年額の役員賞与とし、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、また、報酬諮問委員会の意見も踏まえたうえ、

(1)まず、当該事業年度における全取締役（監査等委員以外）共通の支給基本割合（基本報酬の額に対する比率。基本報酬の額の25%を目安とする。）を取締役会で決定するものとします。

(2)その上で、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、年間計画に基づき設定した各事業年度の目標売上高および経常利益に対する達成度等に応じ、各取締役（監査等委員以外）につき、前号で決定した支給基本割合に対して0%～200%の範囲で算出した各支給割合を取締役会で決定し、前記2(1)で決定された各基本報酬額に各支給割合を乗じて算出される金額を、各取締役（監査等委員以外）に対して現金報酬として、毎年一定の時期に支給するものとします。

4. 代表取締役社長への委任

上記2(1)及び3(2)の決定にあたっては、取締役会は、その決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任することがありますが、この場合において、委任を受けた代表取締役社長は、報酬諮問委員会の意見を踏まえて当該具体的内容の決定を行うものとします。この権限を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているためであります。

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬（総額及び個人別の報酬）の決定につきましては、2023年6月29日に取締役会にて以下のとおり決議いたしました。

- ・業績連動分については支給割合を一律0とする
 - ・役員報酬の基本分については報酬諮問委員会の意見も踏まえうえて（総会決議の範囲内で）社長である黒田茂夫に一任とする
- なお、報酬諮問委員会の答申については次のとおりです。

【期間】

2023年7月1日から2024年6月末まで

【役員報酬のこの期間における内訳】

役員報酬金額は、基本分を8：業績分を2とする。

【役員報酬のこの期間における全体方針】

業績分2については一律0とし、基本部分8についても取締役ごとに業績を勘案して取り決めることとする。

取締役会は、独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会の答申を受けたうえで報酬等の内容を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	59,451 (-)	59,451 (-)	- (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	21,009 (11,175)	21,009 (11,175)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	80,460 (11,175)	80,460 (11,175)	- (-)	6 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。なお、当該決議時の対象は取締役6名（うち社外取締役1名）であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の対象は取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役2名）であります。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 取締役関聡介氏は、エレマテック株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
 取締役桑野雄一郎氏は、豊田通商株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 関 聡介	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回（92.9%）、監査等委員会25回のうち25回（100.0%）に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からコンプライアンス面を重視した助言をいただくことを期待し、当該観点から意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員） 桑野 雄一郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回（92.9%）、監査等委員会25回のうち24回（96.0%）に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からコンプライアンス面を重視した助言をいただくことを期待し、当該観点から意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人A&Aパートナーズ

② 報酬等の額

	監 査 法 人 A & A パ ー ト ナ ー ズ
1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33,000千円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,647,020	流動負債	5,028,080
現金及び預金	6,277,422	支払手形及び買掛金	573,011
受取手形及び売掛金	2,303,354	短期借入金	770,000
商品及び製品	1,141,408	未払費用	251,479
仕掛品	165,220	未払法人税等	293,593
原材料及び貯蔵品	258	未払消費税等	494,273
その他	759,696	返金負債	2,261,560
貸倒引当金	△341	賞与引当金	298,806
		その他	85,354
固定資産	8,232,015	固定負債	1,160,897
有形固定資産	3,403,399	繰延税金負債	794,661
建物及び構築物	779,834	退職給付に係る負債	103,121
機械装置及び運搬具	14,244	その他	263,114
工具、器具及び備品	50,649	負債合計	6,188,977
土地	2,558,671	(純資産の部)	
無形固定資産	92,691	株主資本	11,464,014
その他	92,691	資本金	10,141,136
投資その他の資産	4,735,924	資本剰余金	4,168,372
投資有価証券	2,674,768	利益剰余金	△2,844,951
退職給付に係る資産	1,444,101	自己株式	△542
その他	665,092	その他の包括利益累計額	1,226,043
貸倒引当金	△48,038	その他有価証券評価差額金	1,248,319
		退職給付に係る調整累計額	△22,275
資産合計	18,879,036	純資産合計	12,690,058
		負債純資産合計	18,879,036

連結損益計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,410,305
売上原価	3,793,707
売上総利益	2,616,597
販売費及び一般管理費	2,179,088
営業利益	437,509
営業外収益	
受取利息	275
受取配当金	55,552
受取貸料	2,640
助成金収入	2,957
持分法による投資利益	6,234
為替差益	23,561
古紙売却収入	4,869
その他	3,097
営業外費用	
支払利息	11,388
デリバティブ評価損	5,468
その他	204
経常利益	519,636
特別利益	
固定資産売却益	1,566,728
投資有価証券売却益	5,811
特別損失	
固定資産除却損	381
減損損失	43,354
投資有価証券評価損	46,129
税金等調整前当期純利益	89,865
法人税、住民税及び事業税	268,952
法人税等調整額	△37,914
当期純利益	2,002,310
親会社株主に帰属する当期純利益	1,771,272
	1,771,272

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年4月1日期首残高	10,141,136	4,168,372	△4,616,223	△524	9,692,760
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,771,272		1,771,272
自己株式の取得				△18	△18
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,771,272	△18	1,771,254
2024年3月31日期末残高	10,141,136	4,168,372	△2,844,951	△542	11,464,014

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2023年4月1日期首残高	892,980	△71,985	820,995	10,513,755
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,771,272
自己株式の取得				△18
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	355,338	49,709	405,048	405,048
連結会計年度中の変動額合計	355,338	49,709	405,048	2,176,302
2024年3月31日期末残高	1,248,319	△22,275	1,226,043	12,690,058

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	6,289,467	流 動 負 債	1,901,305
現 金 及 び 預 金	5,182,075	買 掛 金	234,188
売 掛 金	274,357	短 期 借 入 金	770,000
前 払 費 用	24,717	未 払 金	6,143
そ の 他	808,316	未 払 費 用	191,933
		未 払 法 人 税 等	189,288
		未 払 消 費 税 等	451,956
		賞 与 引 当 金	43,420
		そ の 他	14,375
固 定 資 産	8,895,158	固 定 負 債	752,559
有 形 固 定 資 産	3,391,285	繰 延 税 金 負 債	489,444
建 物	768,121	長 期 未 払 金	174,300
構 築 物	4,190	長 期 預 り 保 証 金	83,345
機 械 及 び 装 置	1,929	そ の 他	5,468
車 両 運 搬 具	12,314	負 債 合 計	2,653,865
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	46,057	(純資産の部)	
土 地	2,558,671	株 主 資 本	11,282,482
無 形 固 定 資 産	20,760	資 本 金	10,141,136
ソ フ ト ウ エ ア	20,760	資 本 剰 余 金	4,168,372
投 資 其 他 の 資 産	5,483,112	資 本 準 備 金	4,076,769
投 資 有 価 証 券	2,652,911	そ の 他 資 本 剰 余 金	91,603
関 係 会 社 株 式	1,198,148	利 益 剰 余 金	△3,026,483
長 期 貸 付 金	1,405,630	そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,026,483
前 払 年 金 費 用	447,343	繰 越 利 益 剰 余 金	△3,026,483
そ の 他	598,843	自 己 株 式	△542
貸 倒 引 当 金	△819,764	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,248,277
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,248,277
資 産 合 計	15,184,625	純 資 産 合 計	12,530,760
		負 債 純 資 産 合 計	15,184,625

損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,345,915
売 上 原 価		427,691
売 上 総 利 益		918,224
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		773,990
営 業 利 益		144,233
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	76,705	
受 取 賃 貸 料	2,640	
助 成 金 収 入 他	2,957	
そ の 他	35,992	118,295
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,388	
投 資 事 業 組 合 運 用 損 耗	203	
デ リ バ イ ブ 評 価 損 耗	5,468	
そ の 他	11,604	28,665
経 常 利 益		233,864
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,566,728	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,811	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	274,763	1,847,302
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	381	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	46,129	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	127,567	174,078
税 引 前 当 期 純 利 益		1,907,088
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	157,003	
法 人 税 等 調 整 額	1,031	158,034
当 期 純 利 益		1,749,053

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	益 剰 余 金 計		
2023年4月1日期首残高	10,141,136	4,076,769	91,603	4,168,372	△4,775,536	△4,775,536	△524	9,533,447	
事業年度中の変動額									
当期純利益					1,749,053	1,749,053		1,749,053	
自己株式の取得							△18	△18	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	1,749,053	1,749,053	-	1,749,034	
2024年3月31日期末残高	10,141,136	4,076,769	91,603	4,168,372	△3,026,483	△3,026,483	△542	11,282,482	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	額	・ 換 算 差 額	等 合 計	
2023年4月1日期首残高		892,949		892,949	10,426,397
事業年度中の変動額					
当期純利益					1,749,053
自己株式の取得					△18
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	355,328		355,328		355,328
事業年度中の変動額合計	355,328		355,328		2,104,363
2024年3月31日期末残高	1,248,277		1,248,277		12,530,760

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社昭文社ホールディングス
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 永利浩史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三浦英樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社昭文社ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社昭文社ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社昭文社ホールディングス
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 永利浩史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三浦英樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昭文社ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社昭文社ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 飯 塚 新 真 ⑩

監 査 等 委 員 関 聡 介 ⑩

監 査 等 委 員 桑 野 雄 一 郎 ⑩

(注) 監査等委員関聡介及び桑野雄一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条及び第448条に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少いたしたいと存じます。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額10,141,136,257円のうち5,141,136,257円減少して、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を5,000,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年6月27日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額4,076,769,221円のうち2,576,769,221円減少して、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を1,500,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年6月27日

第2号議案 剰余金処分の件

累積損失の解消を目的として、会社法第452条の規定に基づき、第1号議案による振替後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を増加させ、同額分の欠損填補を行い、また、中長期的な収益動向を勘案し、その他資本剰余金を配当原資として次のとおり期末配当をいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、第1号議案「資本金及び資本準備金の額の減少の件」が承認可決されることを条件とさせていただきたいと存じます。

1. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその金額

その他資本剰余金	3,026,483,173円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金	3,026,483,173円
---------	----------------

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金 5 円 総額90, 885, 855円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年 6 月28日

第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（3 名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	(フリガナ) 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	カガ シゲオ 黒 田 茂 夫 (1965年 7 月10日)	1992年 3 月 当社入社 1998年 7 月 当社G I S 営業本部長 1999年 6 月 当社取締役 2002年 6 月 当社常務取締役 2005年10月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社昭文社 取締役 株式会社マッフル・スプリング 代表取締役社長 取締役候補者とした理由 当社営業部門における豊富な経験と実績に加え、当社の代表取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。	株 2, 599, 100

候補者 番 号	(フリガナ) 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
2	カトウ ヒロユキ 加 藤 弘 之 (1974年6月20日)	<p>2007年4月 当社入社</p> <p>2017年12月 当社執行役員管理本部長 株式会社昭文社クリエイティブ監査役 (現任) 株式会社マッフル・オン監査役 (現任)</p> <p>2019年4月 当社執行役員管理統括本部長</p> <p>2020年1月 当社取締役管理統括本部長</p> <p>2020年4月 当社取締役管理本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社昭文社 取締役 株式会社マッフル 監査役 株式会社昭文社クリエイティブ 監査役 株式会社マッフル・オン 監査役</p> <p>取締役候補者とした理由 当社管理部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役、子会社監査役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者となりました。</p>	株 9,000

候補者番号	(フリガナ) 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	ウエハラ ツグノ 上原 嗣 則 (1968年9月8日)	<p>2014年9月 グルヤク株式会社設立 代表取締役社長</p> <p>2016年3月 株式会社トラバラーズ入社</p> <p>2017年2月 当社入社</p> <p>2017年4月 当社執行役員デジタルメディア事業本部長</p> <p>2017年12月 当社社長室長</p> <p>2018年6月 当社取締役</p> <p>2019年6月 当社専務取締役</p> <p>2021年6月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社MEGURU 代表取締役</p> <hr/> <p>取締役候補者とした理由 前職での海外事業における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	株 5,800

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者にかかる補償契約の締結について

当社は、当社の成長に向けた積極果敢な経営判断を支えるため、各候補者と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が再任された場合は、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。

3. 取締役候補者にかかる役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	(フリガナ) 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	イヅカ ニヤ 飯 塚 新 真 (1962年11月26日)	1986年3月 当社入社 2012年4月 当社デジタルコンテンツ営業本部長 2013年4月 当社ソリューション営業本部長 2017年4月 株式会社昭文社クリエイティブ取締役 2017年12月 当社内部監査室 2018年6月 当社取締役[監査等委員]（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社昭文社 監査役 監査等委員である取締役候補者とした理由 当社制作部門や営業部門及び子会社役員における豊富な経験と実績があり、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。	株 11,900

候補者 番 号	(フリガナ) 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
2	セキ ソウスケ 関 聡 介 (1966年6月29日)	<p>1993年4月 弁護士登録</p> <p>1993年4月 本林・青木・千葉法律事務所入所</p> <p>2003年6月 当社監査役</p> <p>2004年1月 銀座プライム法律事務所開設(現任)</p> <p>2007年6月 高千穂電気株式会社(現エレマテック株式会社) 監査役</p> <p>2015年6月 エレマテック株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>2016年6月 当社取締役[監査等委員](現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>エレマテック株式会社 社外取締役</p> <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要</p> <p>弁護士であることから法律面における専門家であり、その専門的見地および見識より経営監視機能の充実が図れるものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	株 12,100

候補者 番 号	(フリガナ) 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	刈 ユウイチロウ 桑 野 雄一郎 (1966年5月18日)	1993年4月 弁護士登録 1993年4月 濱田・松本法律事務所入所 2003年9月 骨董通り法律事務所開設 2005年6月 当社監査役 2016年6月 豊田通商株式会社社外監査役（現任） 2016年6月 当社取締役[監査等委員]（現任） 2018年3月 高樹町法律事務所開設（現任） (重要な兼職の状況) 豊田通商株式会社 社外監査役 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要 弁護士であることから法律面における専門家であり、その専門的見地および見識より経営監視機能の充実が図れるものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	株 11,600

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 関聡介氏および桑野雄一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 関聡介氏および桑野雄一郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 関聡介氏は、エレマテック株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
5. 桑野雄一郎氏は、豊田通商株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
6. 関聡介氏および桑野雄一郎氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、企業の経営に関与したことはありませんが、各人の取締役候補者とした理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 当社は、飯塚新真氏、関聡介氏および桑野雄一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、飯塚新真氏、関聡介氏および桑野雄一郎氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、関聡介氏および桑野雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。関聡介氏および桑野雄一郎氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9. 監査等委員である取締役候補者にかかる補償契約の締結について
当社は、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、各候補者と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。
10. 監査等委員である取締役候補者にかかる役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考)

取締役スキルマトリックス

氏名	当社における地位	属性	取締役の専門性					
			経営	国際経験	営業・マーケティング	法務・リスク管理	財務・会計	業界の知見
黒田茂夫	代表取締役社長	社内	●		●			
加藤弘之	取締役	社内	●				●	
上原嗣則	取締役	社内	●	●	●			
飯塚新真	取締役 監査等委員	社内						●
関 聡介	取締役 監査等委員	社外独立				●		
桑野雄一郎	取締役 監査等委員	社外独立				●		

株主優待に関するお知らせ

当社では、当社グループの事業についてより深くご理解いただきたく、株主優待制度として、2024年3月末日現在、100株以上ご所有の株主様に3,000円分の当社グループ商品を進呈いたします。

1. 本年の株主優待について

当社グループの商品ラインナップから株主の皆様にお選びいただく方式いたします。本年より、3,000円分の商品の進呈となりますが、商品ラインナップを例年以上に拡充いたしますので、お楽しみにお待ちくださいませ。

商品ラインナップ、優待品のお申し込みWEBページへのアクセス方法、操作方法につきましては、対象の株主様へ、本定時株主総会後にお送りいたします年次報告書とあわせて別紙にてご案内させていただきます。

2. お申し込み期間について

本年の優待品お申し込み受付期間は2024年7月1日～を予定しております。

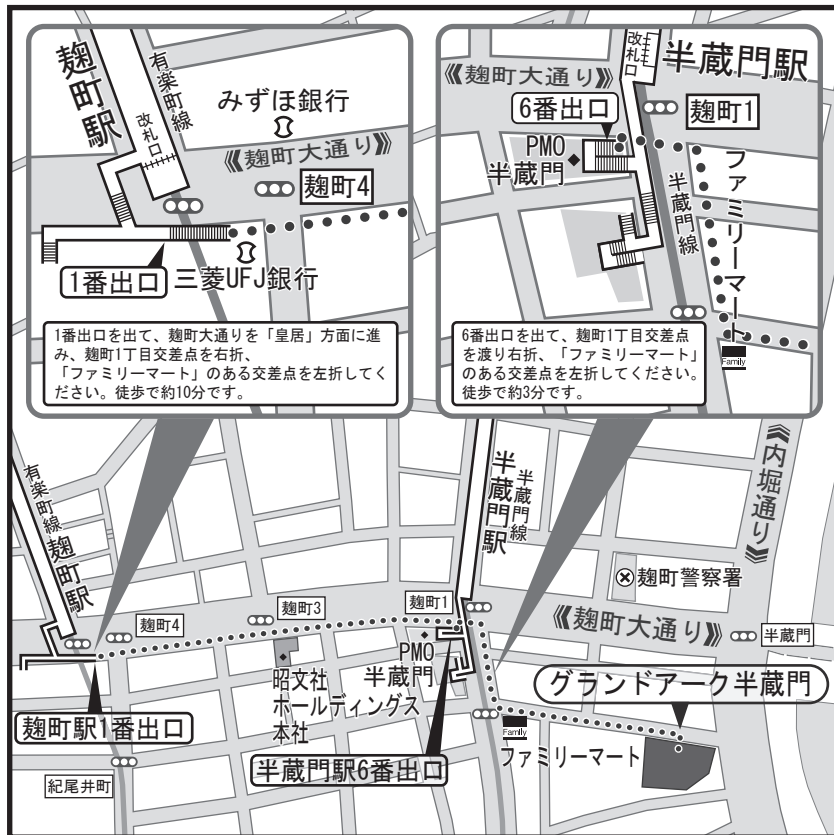
3. 優待品の発送時期について

商品の発送はお申込みから1～3か月程度を予定しております。

その他株主優待に関する詳細につきましては、後日お送りいたします別紙ご案内をご確認ください。

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区隼町1番1号
 ホテル グランドアーク半蔵門 4階 富士(東)



- 東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅からは…………… 6番出口より、徒歩約3分
- 東京メトロ有楽町線 魏町駅からは…………… 1番出口より、徒歩約10分